

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の営利企業等の従事制限に関する規則

平成19年4月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく営利企業等の従事に関する任命権者の許可の基準は、この規則の定めるところによる。

(制限される地位)

第2条 法第38条第1項の規定に基づき、職員が任命権者の許可を受けなければ兼ねてはならない地位は、同項に規定する役員のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 顧問
- (2) 相談役
- (3) 評議員
- (4) 参与
- (5) その他前各号に掲げるものに準ずる地位

(許可の基準)

第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項及び前条に定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可の申出をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、許可することができない。

- (1) 職務の遂行に支障がないこと。
- (2) その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (3) 国又は他の普通地方公共団体の職員の職に併せ就く場合にあつては、勤務時間及び給与を受ける時間が重複しないこと。

2 任命権者は、法第38条第1項の規定に基づいて許可した場合において、前項に規定する要件を具備するに至らなくなったとき、又はそのおそれがあると認められ

るに至ったときは、速やかに許可を取り消さなければならない。

(その他)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。